

たつの市事業用燃料等臨時経済対策事業補助金 Q & A

※随時更新しているので、最新のものをご確認ください。

■ 補助対象者

Q) 対象となる事業者は？

A) たつの市内に主たる事業所（個人の場合は事業活動の拠点としている事業所、法人の場合は登記上の本店又は法人が事業活動の拠点としている事業所）を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業）が対象です。

中小企業基本法第2条第1項

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 1 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 3 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 4 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

対象外：社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人・財団法人等

- ・個人事業主のうち、事業収入（営業等・農業・不動産）が主たる収入であること。（事業収入が、年金、給与等の合計を上回っていること。）
- ・令和7年4月1日において、市内で1年以上事業活動しており、今後も事業を継続する意思があること。

ただし、上記の対象者であっても、次の者は補助対象外となります。

- ・令和7年1月以降に兵庫県が実施の医療機関等における物価高騰対策一時支援金を受けている者
- ・令和7年1月以降に兵庫県が実施の社会福祉施設等における物価高騰対策一時支援金を受けている者
- ・令和7年4月以降に市が実施する「たつの市介護サービス事業所等経済対策事業補助金」の交付を受ける者

- ・令和7年4月以降に市が実施する「たつの市介護タクシー事業者臨時経済対策事業補助金」の交付を受ける者
- ・令和7年4月以降に市が実施する「たつの市運送事業者臨時経済対策事業補助金」の交付を受ける者

Q) 「常時使用する従業員」とは？

A) 正社員パートアルバイトなど名称にかかわらず、期間の定めなく雇用されている人、または雇用契約期間が定められている場合でも反復して更新されている人です。

従業員には、個人事業主本人及び同居の親族従業員、経営者、取締役等の役員は含みません。

1 事業者の事業全体の従業員であるため、市内ほか、市外の事業所の従業員も含みます。

雇用契約がない場合は、出向派遣元事業者の従業員となるため、従業員に該当しません。

Q) 従業員数にパートやアルバイトは含まれますか？

A) 雇用契約により雇用されており、週30時間以上の勤務形態である場合は従業員数に含みます。なお、経営者又は取締役等の役員、専従者は従業員に含みません。

Q) 従業員数に出向者や派遣社員は含まれますか？

A) 雇用契約がない場合は出向・派遣元事業所の従業員となりますので、従業員数に含みません。

Q) 複数の事業所がある場合の従業員数の数え方はどうなりますか？

A) 法人全体で数えます。

Q) 市内に複数の事業所がある場合の申請はどうなりますか？

A) 1 補助対象者につき、1 回限りの申請となっています。要件が該当する複数の事業所（店舗等）がある場合でも、1 回の申請となります。

Q) 代表者が同じで別法人で事業を営んでいる場合の申請はどうなりますか？

A) 法人ごとに申請は可能ですが、申告書等に基づく補助対象経費の明確な区別が必要です。

Q) 本社は市外ですが補助対象となりますか？

A) 本社の所在地に関係なくたつの市内の事業所に係る経費が補助対象となります。市内で事業をしていることがわかる書類（開業届、営業許可書等）を添付してください。
※開業届、営業許可書がない場合は、パンフレット、外観写真等客観的に事業をしていることがわかる書類を提出してください。複数の資料を求める場合もあります。

Q) 個人事業主ですが補助対象となりますか？

A) 法人や個人にかかわらず、たつの市内で令和7年4月1日において、1年以上たつの市内で事業を営まれていれば対象となります。
市内で継続して事業をしていることがわかる書類（開業届、営業許可書等）を添付してください。
※開業届、営業許可書がない場合は、パンフレット、外観写真等客観的に事業をしていることがわかる書類を提出してください。複数の資料を求める場合もあります。

Q) たつの市外在住の個人事業主ですが、たつの市内で飲食店を経営しています。この場合は対象となりますか？

A) たつの市内で令和7年4月1日において、1年以上たつの市内で事業を営まれていれば対象となります。市内で継続して事業をしていることがわかる書類（開業届、営業許可書等）を添付してください。

Q) 令和7年3月1日に開業しました。申請は可能ですか？

A) 基準日（令和7年4月1日）現在で、開業後1年を経過していることを要件としていますので申請できません。

Q) 来年に市外へ事業所を移転することになっていますが、申請は可能ですか？

A) 今後またつの市内で事業継続することが要件となっていますので、申請できません。
なお、交付決定後や補助金交付後に市外へ移転した場合、交付決定の取消や補助金の返還を求める場合があります。

Q) 廃業することが決まっていますが、申請は可能ですか？

A) 今後またつの市内で事業継続することが要件となっていますので、申請できません。
なお、交付決定後や補助金交付後に廃業した場合、交付決定の取消や補助金の返還を求める場合があります。

Q) 個人事業主の場合の事業収入とはどのようなものですか？

A) 確定申告書「収入金額等」欄の「ア 営業等」「イ 農業」「ウ 不動産」の項目に該当する収入のことをいいます。

Q) 市内に事業所のある農林畜水産業者の申請は可能ですか？

A) 農業法人、集落営農組織、認定農業者、畜産農家、漁業者、養殖業者は申請できます。ただし、国の燃油価格差補填金制度の加入者は、当該補填金制度の対象となる燃料費分の経費については補助対象外となりますので、光熱費分の経費で補助対象経費を算出してください。

Q) 事業収入以外に給与など他の収入がありますが申請は可能ですか？

A) 事業収入（確定申告書第一表の「収入金額等」欄の「事業」に該当する収入金額等の欄の合計）が、「収入金額等」欄の「不動産所得」、「給与所得」及び「雑所得」の収入金額等の合計額を上回る（50%以上）場合が対象となります。

Q) 法人成りしましたが、申請は可能ですか？

A) 以下の1及び2の書類を追加資料として提出いただくことで、法人として申請可能です。

1 履歴事項全部証明書（※補助金申請時から3か月以内に発行されたものに限りま
す。）

2 以下の書類のいずれか

(1) 法人設立届出書（「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。また、収受日付印等が押印されていること。）

(2) 個人事業の開業・廃業等届出書（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること、また、収受日付印等が押印されていること。）

■ 補助対象経費

Q) 補助対象経費となる燃料費、光熱費は何ですか？

A) 補助対象経費となる燃料費、光熱費は次のとおりです。

燃料費：ガソリン代、軽油代、重油代、灯油代又は混合油代

光熱費：電気代、ガス代

※販売目的で購入された燃料費は、対象外となります。

※オイル交換のオイル代、オイル交換代は、対象外となります。

Q) 液化窒素ガスを製造工程で使用していますが対象となりますか？

A) 製造工程で使用する液化窒素ガスをはじめ、潤滑油など販売目的でないものは対象となります。請求書等に「その他」「その他商品」として表示されている場合は、空きスペースに商品名を記入し、用途（何に使用しているか）を記入してください。

例：「液化窒素ガス 製造工程で使用」

Q) 消費税は補助対象経費に含まれますか？

A) 含まれません。補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた金額になります。

Q) 軽油引取税は補助対象経費に含まれますか？

A) 含まれます。消費税及び地方消費税のみ支援対象経費から除いて計上してください。
なお、領収書等に軽油引取税の記載がない場合は、軽油引取税は対価の額に含まれることとなりますので、そのまま消費税及び地方消費税を補助対象経費から除いてください。（農業用の機械等に使用する場合の免税軽油使用者において、軽油取引税が免除となっている軽油（免税軽油）は、補助対象経費となります。）

Q) 補助対象経費は任意の1か月となっていますが、4月10日から5月9日までとして申請することはできますか？

A) 申請できません。任意の1か月とは、4月1日から4月30日など同じ月内を指します。燃料費及び光熱費は同一の月である必要があります。

Q) 燃料費及び光熱費の計上月の基準はありますか？

A) 燃料費は購入月、光熱費は使用月を基準としますので請求書、領収書に記載されている月を確認してください。

Q) 光熱費で使用期間が月をまたぐ場合の計上月の基準はありますか？

A) 使用期間が月をまたぐ場合は、使用日数が多い月を使用月とします。

（例：令和7年2月20日～令和7年3月19日 → 使用月は3月）

Q) 燃料費で月をまたいで請求されている場合の計上月の基準はありますか？

A) 明細書等に記載されている購入（仕入れ）月日が補助対象月となります。

Q) 配達料などは補助対象経費となりますか？

A) 対象経費にはなりません。

Q) 燃料費または光熱費の1か月分だけで補助金の上限30万円に達します。この場合は、燃料費または光熱費のみでの申請は可能ですか？

A) 申請可能です。

Q) 個人事業主ですが、車を自家用と事業用で併用して使用している場合は、ガソリン代(燃料費)をどのように算定するのですか？

A) 確定申告書類の収支内訳書に記載の減価償却費の事業専用割合をもとに算出してください。

Q) 個人事業主ですが、自宅兼事務所の場合は補助対象経費をどのように算定するのですか？

A) 対象経費は事業にかかる経費のみとなります。確定申告書類の収支内訳書に記載の算出経費と同様に算出してください。

なお、確定申告書類(収支内訳書)に当該経費が計上されていない場合は、補助対象経費にはなりません。

Q) 令和7年3月1日に市外にあった事業所を閉鎖し、市内へ移転しました。この場合、申請可能ですか？

A) 基準日(令和7年4月1日)現在において、市内で1年以上の事業をしていることが要件となりますので、申請はできません。

Q) 事業拡張(従前、市内で1年以上の事業継続)のため、令和6年10月1日に市内で2か所目となる事業所を開設しました。この場合、2つの事業所分について、申請可能ですか？

A) 2か所目の事業所が基準日(令和7年4月1日)現在で、市内での事業が1年を経過していないので、従前の1か所分が補助対象経費となります。

Q) 燃料費をプリペイドカードで購入している場合、どのように計上しますか？

A) プリペイドカードを購入した月ではなく、実際に燃料給油をされた(プリペイドカードを使用した)月で計上してください。

Q) 本社はたつの市内ですが、市外の事業所で使用した光熱費及び燃料費も対象となりますか？例えば、市外の事業所の車両のガソリン代等は補助対象経費になりますか？

A) 市内の事業所において業務を行う上で使用された光熱費及び燃料費のみが対象となりますので、ご質問の場合は対象外です。

なお、市内の事業所で使用したことの確認資料の提出を求める場合があります。

Q) たつの市と委託や工事等で契約している事業や補助を受けて実施している事業の燃料費や光熱費は補助対象経費になりますか？

A) 公共団体（たつの市含む。）と委託や工事等で契約している事業や補助を受けて実施している事業に係る経費は、補助対象経費にはなりません。当該経費分は除いて算出してください。

■申請書類関係

Q) 申請書はどこで入手できますか？

A) 市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所（本館3階：商工振興課）でも配布しております。

Q) 領収書の宛名は申請者でなくても大丈夫ですか？

A) 領収書の宛名と申請者が必ず一致していることが必要です。（会社名又は代表者名である必要があります。）

Q) 領収書、レシートは原本が必要ですか？

A) コピー可です。ただし、宛名、日付、経費の内容、購入品目、数量などの内訳が必ず確認できるようにしてください。領収書だけで内容がわからない経費は、請求書、納品書等の写しを必ず添付してください。

Q) 領収書、レシートが見当たらないのですが？

A) 領収書、レシートがない場合、支払いの確認ができないため申請を受け付けることができません。

購入先に再発行の依頼等をしてください。

Q) 銀行振込やネットバンキングによる支払いの場合、どのような添付書類が必要ですか？

A) 領収書がある場合は領収書を添付してください。領収書だけで内容がわからない経費

は、請求書、納品書等の写しを必ず添付してください。

領収書がない場合は、①及び②を添付してください。

①請求書の写し（内訳明細がない場合は、納品書等の写しも必要となります。）

②振込の控え（プリントアウトしたもので可）又は通帳の振込金額が引き落としされたことが確認できるページ（電子通帳引き落とし明細可）と名義が確認できるページの写し

Q) クレジットカード払いの場合、どのような添付書類が必要ですか？

A) 領収書又はレシート（クレジット売上票）のほかに、カード会社の利用明細書、クレジットカード決済口座の金融機関の通帳と金額が引き落とされたことが確認できるページ（電子通帳引き落とし明細可）と名義が確認できるページの写しが必要です。ただし、金額の内訳がわからない場合は、請求書、納品書の写しも添付してください。

※カード名義等について

法人の場合 カードの名義は問いませんが、引き落とし口座が法人の名義であるものが対象となります。

個人の場合 代表者名義のカードで引き落とし口座が代表者個人の名義であるものが対象となります。（※代表者名義以外のものは対象外）

Q) 請求書や領収書などの書類はすべて「貼付台紙」に貼り付ける必要はありますか？

A) 支払いを証する書類（請求書、領収書、レシート、クレジットカード売上票）の写しが、A4サイズより大きいものは、添付書類台紙への貼り付けは不要ですのでそのまま提出してください。また、添付書類台紙に合わせて切り取りも不要です。

※できるかぎりA4サイズに統一してください。

※添付書類は審査時に申請内容を必ず確認する書類となります。申請内容と確認しやすいように申請者において必ず整理してください。（とりまとめができていない申請はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。）

Q) 申請書を書き間違えてしまいましたが、訂正して申請できますか？

A) 訂正箇所が申請額兼請求額の場合…「申請額兼請求額」欄の金額の訂正はできません。書き間違えた場合は新しい申請書を使って再度記入してください。

訂正箇所が上記（訂正箇所が申請額兼請求額）以外の場合…修正テープ、修正液などでの修正はできません。必ず、書き間違えた部分を二重線で抹消し、その上に訂正印を押印してください。その際、「申請者氏名」欄にも同じ印鑑で押印してください。（※小さな訂正印は無効です。）

また、「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。
※修正箇所が複数ある場合は、新しい申請書を使って再度記入いただきますようお願い
いたします。

なお、「燃料費・光熱費計算書」を活用し、申請書と併せて提出してください。

■その他

Q) 申請期間は？

A) 令和7年5月1日から10月31日までです。期間終了後の受付はできません。
なお、予算額に達した時点で受付は終了します。

Q) 補助金は申請後どれくらいで振り込まれますか？

A) 申請書の受理後、審査の上、「交付決定通知書」を送付します。交付決定日から概ね
4週間程度でご指定の口座へ振り込みとなります。ただし、状況により変動しますの
であらかじめご了承ください。

※市からの支払日は、原則、5日、15日、25日のいずれかとなります。